

相談支援等従事者のための 障害のある方に対する 移動・輸送の支援ガイド

平成 25 年 12 月

V e r . 1

諏訪地域障害福祉自立支援協議会

地域生活支援部会

移動の支援ワーキンググループ

このガイドの使い方等について

このガイドは、障害のある方の相談支援に従事している方向けに、支援の参考資料となるよう作成された物となります。

相談者からの相談内容や状況等に応じ、できるだけ詳細等をご確認のうえで、制度・情報等をご紹介されるようお願いいたします。（※安易に資料として複写を渡すだけの支援とならないようご注意ください。）

また、自立支援協議会発行の「障害福祉サービス利用ガイドブック」とあわせての活用をお奨めします。

なお、このガイドをお求めの支援者の方等は、事務局（※最終面参照）までご連絡ください。

はじめに

地域生活支援部会・移動の支援ワーキンググループの活動の中で、障害のある方に対する移動や輸送の支援の制度等が複雑多岐にわたっており、また、事業者に関する情報も聞き伝えが多く、取りまとめられた物がない、との声が多くあげられたことを受け、簡易なレジメを作成しました。

このレジメは、普段から障害のある方等からの相談に応じている方々の相談の一助となることを主目的として作成されたものになりますので、関係する事業者や市町村等に対する中立性や公平性の観点から、具体的な支援の内容や金額、料金の詳細等を掲載していない部分があります。

つきましては、相談支援に携わる皆様が、利用される方の個別の事情等に応じて、支援の実施主体等に直接お問合せいただく中で活用がなされるようお願いいたします。

なお、このレジメの作成にご協力いただきました関係者の方々に御礼申し上げますとともに、障害のある方の地域生活支援の充実になお一層のご理解とご協力をお願いします。

目次

はじめに、目次	1 ページ
I 各種割引等の制度（全国的・県レベルの制度）	
① 運賃等の割引	2 ページ
② 自動車税の減免等	4 ページ
③ その他の移動に関する支援等	6 ページ
II 市町村による支援制度等（諏訪地域で共通的な制度）	
① コミュニティーバス	7 ページ
② 移動支援事業	8 ページ
③ その他の支援等	10 ページ
III 市町村ごと独自の支援制度等	12 ページ
IV 輸送等事業者情報	18 ページ
V 障害福祉行政・相談機関等一覧	19 ページ

I 各種割引等の制度

ここに掲載の各種割引等の制度は、各事業者(民間含む)が社会貢献活動の取り組み等として行っているものの概略を取りまとめたものとなります。

掲載以外にも、船舶や福祉輸送事業者等でも割引があり得ます。

また、割引条件の変更等の理由により、制度が利用できない場合もありますので、各種割引制度を実際にご利用になる場合は、必ず事前にご確認ください。

あくまでも各事業者(民間含む)等の社会貢献活動の一環での取り組みであり、関係する皆様が気持ちの良い利用となるよう心がけましょう。

① 運賃等の割引

(1) 旅客鉄道株式会社(JR)の旅客運賃の割引

割引等の条件等	割引の額等	割引等の方法	問い合わせ先
・身体障害者、知的障害者が単独で乗車船する場合の、片道 101km 以上の区間	本人のみ 普通乗車券 5割引	身体障害者手帳療育手帳を窓口に呈示し、割引乗車券類を購入する。	各旅客鉄道(株)乗車券発売窓口
・第1種身体障害者、第1種知的障害者が介護者とともに乗車船する場合 (区間制限なし)	本人及び介護者 ・普通乗車券、定期乗車券、普通回数乗車券、普通急行券(特別急行券を除く) 5割引	(大人の第1種障害者が介護者と一緒の場合で、片道 100km までなら自動券売機の小児乗車券を購入して改札で手帳と併せての開示でも可。)	
・12歳未満の第2種身体障害者、第2種知的障害者が介護者とともに乗車船する場合 (区間制限なし)	本人及び介護者 定期乗車券 5割引		

※割引以外の配慮も含め、御利用前に御確認ください。

(注) その他の民間鉄道等における割引等については、各駅の乗車券発売窓口へお問合せください。

(2) 航空旅客運賃の割引

割引等の条件等	割引等の方法	問い合わせ先
・身体障害者(第1種)の方と介護者1名 ・療育手帳に「航空割引・本人・介護者」の証明印がある方と介護者1名 ・身体障害者(第2種)の方 ・療育手帳に「航空割引・本人」の証明印がある方	航空券購入時及び搭乗手続きの際に割引適用に必要な手帳を呈示する。	各航空会社 航空券発売窓口

※割引率等は各航空会社・路線で異なります。割引以外の配慮も含め、御利用前に御確認ください。

(3) 有料道路通行料金の割引

対象者	登録対象 車両	割引率	割引等の方法	問い合わせ先
障害者本人が 運転する場合 ↓ 身体障害者手帳を持つすべての者	市町村の障害福祉担当窓口で所定の手続きを取ることにより、登録された車両1台に対しての割引適用となります。	通常料金の約50% ※重複しない	事前に市町村窓口で割引有効期限の押印を受け、料金所で障害者手帳を呈示し、確認を受けて、所定の料金を支払う。 障害者本人以外の介護者等が運転し、障害者本人が同乗する場合は、障害者手帳に介護者等の運転に係る押印も必要。 ETC利用の場合 事前に市町村窓口で利用登録の手続きをしたETCカードを、利用登録した自動車のETC車載器に挿入して通行する。 ETCレーンが利用できない場合やバーが開かない場合などには、必ず料金所係員への障害者手帳の呈示が必要となります。 ※ETC障害者割引については、料金表示器には一旦通常料金が表示されますが、要件を満たした走行の場合には請求時に割引料金となります。	※まずは、市町村の障害福祉担当窓口へお尋ねください。 ・中日本高速道路(株) TEL0120-922-229 052-223-0333 ・有料道路 ETC 割引登録係 TEL045-477-1233 (9時～17時)
障害者本人以外が運転し、同乗する場合 ↓ 第1種身体障害者又は重度(A1、A2)の知的障害者	軽トラック、レンタカー、営業用自動車、車検修理時の代車、車検証上の所有者、使用者欄の名義が法人名の車両等については、登録対象外となります。			

(注) 割引有効期間は、手続きを終了した日からその後の2回目の誕生日までです。(※更新申請を除く)

(4) バス運賃の割引

内 容	普通乗車券が5割引になります。 ※定期乗車券、貸切バス等については、各会社にお問合せください
利用できる者	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者 ※精神障害者の方の割引については、各バス会社の判断により異なります。
窓 口	乗車券の発売窓口等
手 続	障害者手帳を乗車券発売窓口で呈示して割引乗車券を購入するか、手帳を運転手に呈示して割引料金で支払いします。

(5) タクシー運賃の割引

割引等の条件等	割引の額等	割引等の方法	問い合わせ先
身体障害者手帳所持者 療育手帳所持者	メーター表示額の1割引 (時間制運賃を含む) ※迎車回送料金、高速料金、駐車料金等を除く	乗車に際し、障害者手帳を呈示する。 ※乗車の前に割引を申し出るようにしましょう。	・(社)長野県タクシー協会 TEL 026-227-7177 FAX 026-228-9558 ・各タクシー会社

※割引等については県タクシー協会への加盟状況、タクシー会社等でも異なりますので、ご利用・ご乗車になる前に御確認ください。

② 自動車税の減免等

(1) 自動車取得税と自動車税

障害者手帳をお持ちの方で一定の要件を満たす場合は、自動車取得税と自動車税が減免となります。概要は以下のとおりですが、詳しくはお問合せください。

1 減免の要件

次の(1)障害要件(2)使用要件(3)所有要件のすべてを満たす場合に減免が受けられます。

(1) 障害要件：下表に該当する障害者手帳をお持ちの方

項 目		障 害 等 級		
		障害者ご本人が運転する場合	生計を一にする方が運転する場合	
身 体 障 害 者 手 帳	視 覚 障 害	1 級 2 級 3 級 4 級	1 級 2 級 3 級 4 級	
	聴 覚 障 害	2 級 3 級	2 級 3 級	
	平 衡 機 能 障 害	3 級	3 級	
	音 声 機 能 障 害	3 級 (喉頭摘出による場合に限る。)	—	
	上 肢 不 自 由	1 級 2 級	1 級 2 級	
	下 肢 不 自 由	1 級 2 級 3 級 4 級 5 級 6 級	1 級 2 級 3 級	
	体 幹 不 自 由	1 級 2 級 3 級 5 級	1 級 2 級 3 級	
	乳幼児期以前の非 進行性脳病変によ る運動機能障害	上肢機能	1 級 2 級	1 級 2 級
		移動機能	1 級 2 級 3 級 4 級 5 級 6 級	1 級 2 級 3 級
	心 臓 機 能 障 害	1 級 3 級	1 級 3 級	
	じ ん 臓 機 能 障 害	1 級 3 級	1 級 3 級	
	呼 吸 器 機 能 障 害	1 級 3 級	1 級 3 級	
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1 級 3 級	1 級 3 級	
	小 腸 の 機 能 障 害	1 級 3 級	1 級 3 級	
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害	1 級 2 級 3 級	1 級 2 級 3 級		
肝臓機能障害	1 級 2 級 3 級	1 級 2 級 3 級		
療 育 手 帳	総合判定 A	総合判定 A		
精神障害者保健福祉手帳	1 級	1 級		

(2)使用要件：次のいずれかの用途で使用するこ

- ア 障害のある方ご本人が運転すること
- イ 障害のある方の通院・通学・通勤その他日常生活の必要のために障害のある方と生計を一にする方が運転すること
- ウ 障害のある方（障害のある方のみで構成される世帯の方に限ります。）の通院・通学・通勤その他日常生活の必要のために障害のある方を日常的に介護する方が運転すること

(3)所有要件：次のいずれかの方が所有する自動車であること（※障害のある方1人につき、自家用自動車(軽自動車を含む)1台限り）

ア 障害のある方

イ 障害のある方と生計を一にする方

〔・身体に障害のある方が18歳未満で上記(2)イに該当する場合
・知的又は精神の障害をお持ちの方で上記(2)ア・イに該当する場合には限られます。〕

(※身体に障害のある方が18歳になると減免の対象外となり、翌年度からは課税となります。)

〈注〉・毎年4月1日午前0時現在(この日以降に自動車を新規登録した場合は、登録時)の所有状況が上記ア又はイの条件を満たす必要があります。

・「所有する」とは、車検証上の所有者(所有権が自動車販売店等に留保されている場合は使用者)欄に氏名が記載され、自動車取得税・自動車税の納税義務者となっていることを言います。

2 減免額

自動車取得税・自動車税の減免額には上限額が設定されています。

3 申請書類等

(1) 提出書類

ア 減免申請書(自動車取得税及び自動車税分) 1部

イ 同一生計証明書 1部(※上記「1 減免の要件」の(2)イまたは(3)イに該当する場合)

ウ 身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者及び日常的介護者の証明書

(障害者のみで構成される世帯の障害者を日常的に介護される方が運転する場合)

〈注〉各様式は、地方事務所税務課にあります。また、県ホームページからもダウンロードできます。

様式イ・ウは、市町村の障害福祉担当課で証明を受けた物が必要となります。

(2) 申請時の持ち物

ア 障害者手帳等(原本)

イ 自動車検査証(車検証)又はコピー

ウ 運転する方の運転免許証又はコピー(両面)

エ 印鑑(みとめ印で可。)

〈注〉自動車検査証(車検証)及び運転免許証がコピーの場合は、提出をお願いします。

納税後の申請で還付が生じる場合は、納税義務者本人の口座振込先を確認できるものが必要です。

(3) その他

障害のある方ご本人が運転する場合、受付時に運転の確認をさせていただく場合があります。また、運転免許証の条件欄に条件が記載されている場合(アクセル・ブレーキ手動式等)は、申請車両の確認が必要となります。

(2) 軽自動車税【6市町村実施事業】

内 容	障害者手帳をお持ちの方で一定の要件を満たす場合は、軽自動車税が減免となります。要件等は前述の自動車税の項目をご参照ください。 ※普通自動車税との重複はできません。
窓 口	市町村軽自動車税担当窓口
手 続 き	申請書、障害者手帳、車検証などが必要となります。また、申請・届出の期間や方法などが市町村で異なりますので、詳しくは窓口にお問合せください。

③ その他の移動に関する支援等

(1) 駐車禁止除外標章の交付

身体障害のある方などは、申請により駐車標識の規制から除外される「駐車禁止除外指定車標章」が交付されることがあります。手続及び詳細等は、ホームページによるほか、住所地为管轄する各警察署(交通課)にお問合せください。

(2) 障害者雇用関係での通勤(移動)の助成等

障害により通勤が容易でないため、何らかの通勤対策を行わないと雇用を継続すること困難と認められる際に、事業主を対象として「重度障害者等通勤対策助成金」の支援が受けられます。通勤用バス、自動車の購入や援助者の委嘱等の費用が助成されます。詳しくはお問合せください。

窓口	長野高齢・障害者雇用支援センター 〒380-0836 長野市南県町 1040-1 日本生命長野県庁前ビル 6階 TEL 026-269-0366 FAX 026-269-0377
----	-------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 就職のための自動車運転免許の取得支援

18歳以上の身体障害者手帳所持者が自動車運転免許を取得して就職しようとする場合、厚生労働省の委託による「身体障害者運転能力開発訓練センター」で無料で運転教習を受けられる制度があります。手続及び詳細等は、下記までお問合せください。

窓口	身体障害者運転能力開発訓練センター 通称 東園(あずまえん) 〒352-0023 埼玉県新座市堀ノ内 2-1-46 TEL048-481-2711 FAX048-481-6578
----	----------------------------------------------------------------------------------------------

『まめ知識①』・・・車椅子使用者(専用)駐車場

車椅子使用の方が車に乗り降りする際には、ドアをほぼ全開にしなければなりません。そのため他の駐車スペースよりも幅が広くしてある箇所があります。

車椅子を使用しない方が「建物に近くて便利だから」とか、「幅が広くて止めやすいから」といった理由で駐車してしまうことは大変困ることなのです。車椅子を使用される方が安心して外出するためには、専用駐車場を整備するだけでなく、すべての人の思いやりの心と気配りが不可欠なのです。



II 市町村による支援制度等

(1) コミュニティーバス(福祉バス)

多くの市町村等で、既存の生活路線バスが運行されていない地域や運行が少ない地域を中心に住民の移動手段の一つとして、また高齢者や障害のある人の生活や社会参加等の利便を図るため、公共施設や病院、商業施設等を経由するなどの方法によるコミュニティバス(福祉バス)やデマンドによる交通輸送の支援が行われています。障害のある方等は運賃の割引が受けられる場合もありますが、取扱い等の詳細は市町村により異なりますので市町村の担当窓口や運行バス会社等にお問合せください。

市 町 村	バス制度等の名称 (愛称)	運行バス会社等
岡谷市 (商業観光課) 0266-23-4811(代)	シルキーバス (シルキージャンボタクシー)	・アルピコ交通(株)茅野営業所 0266-72-7141 ・JRバス関東(株) 0266-27-8673 ・アルピコタクシー(株)岡谷営業所 0266-24-8600
諏訪市 (企画調整課) 0266-52-4141(代)	かりんちゃんバス (かりんちゃん子バス)	・アルピコ交通(株)茅野営業所 0266-72-7141 (かりんちゃん子バス) ・諏訪地区タクシー事業協同組合 0266-52-4373
茅野市 (企画課) 0266-72-2101(代)	ビーナちゃんバス	・アルピコ交通(株)茅野営業所 0266-72-7141 ・アルピコタクシー(株) 0266-71-1181 ・茅野バス観光(株) 0266-73-5858 (デマンド) ・茅野バス観光(株)予約センター 050-5558-3658
下諏訪町 (住民環境課) 0266-27-1111(代)	あざみ号	・JRバス関東(株) 0266-27-8673
富士見町 (富士見町商工会) 0266-62-2373	すずらん号	・すずらん号予約センター 0266-61-1133
原村 (総務課) 0266-79-7922 (直通)	セロリン号	・アルピコタクシー(株) 0266-71-1181
岡谷市・諏訪市・下諏訪町 (2市1町の担当課)	スワンバス	(内回り線) ・JRバス関東(株) 0266-27-8673 (外回り線) ・アルピコ交通(株)茅野営業所 0266-72-7141

※実際に御利用になる場合は、必ず事前にルートや時刻表、運賃などをご確認ください。

※他のバス路線等との乗継ができることもありますので、詳細はご確認ください。

(2) 移動支援事業 【6市町村実施事業】

内 容	外出時の移動に困難が伴う障害のある方等に対して、ガイドヘルパー等の付き添い支援などが受けられます	
実施内容	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動について支援がなされます。	
事業実施の形態	以下のとおり3つの事業形態があります。	
	個別支援	個別に支援が必要な方へのマンツーマンによる支援
	グループ支援	複数の方への同時支援やグループでの同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加に対する支援
	車両移送による支援	車両の巡回経路を定めた運行等により外出を支援
	※個別支援、グループ支援については、6市町村が同一単価、請求関係様式で事業が行われています。	
手続等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の障害福祉担当窓口申請して利用決定を受け、支援事業者との利用契約により支援を受けていただきます。 ・利用者負担額等は、市町村により異なりますので市町村の障害福祉担当窓口にお問合せください。 	
窓 口	市町村障害福祉担当窓口 ※19ページ参照	



移動・輸送の支援事例から

事例の概要 身体障害と知的障害の重複障害の方です。今まで外出する時はいつも母と一緒に家の車で出かけていましたが、卒業を機に初めて(ガイド)ヘルパーさんと2人での余暇外出と通院が計画されています。

午前中は、ショッピングモールでお買物をします。

午後は、大学病院で精密検査を受けます。帰りはいつも疲れて立ち上がりも難しくなります。

(ショッピングへの支援) 移動支援事業		
Q 家 ⇄ ショッピングモールの移動手段と経費は？		
手段の例	ヘルパーさんの経費	移動(運賃)の経費
・車椅子でヘルパーさんと一緒に行く。(安全等に問題がなければ)	移動支援の給付が受けられます。(※9～10割の給付)	特になし
・公共交通機関等を利用してヘルパーさんと一緒に行く。	移動支援の給付が受けられます。(※9～10割の給付)	運賃の負担が必要です。バス、電車等であればヘルパー分も。
・(福祉)輸送もできる事業所のヘルパーさんと一緒に行く。	移動支援の給付が受けられます。(※9～10割の給付)ただし、ヘルパーが運転していれば運転時間は除きます。	運賃の負担が必要です。(※距離や時間などによる運賃等)

(大学病院への支援) **通院等介助** ※支給決定があるという前提

Q 家 ⇄ 大学病院の移動手段と経費は？

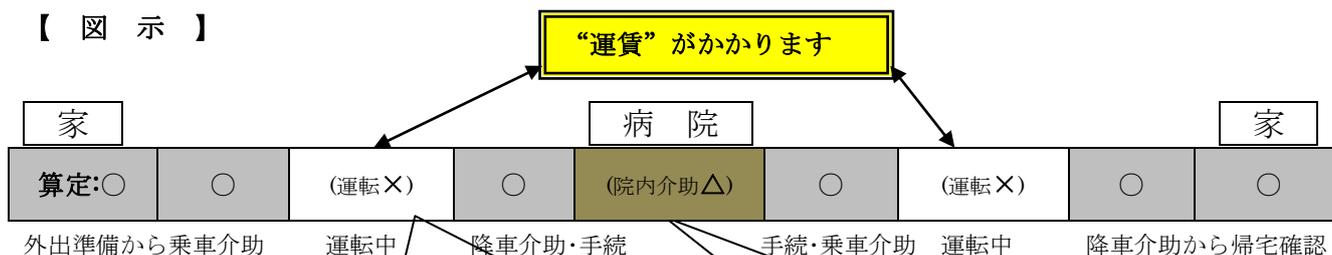
手段の例	ヘルパーさんの経費	移動(運賃)の経費
・公共交通機関を利用してヘルパーさんと一緒に行く。	通院等介助の給付が受けられます。(※9~10割の給付)	運賃の負担が必要です。バス、電車等であればヘルパー分も。
・(福祉)輸送もできる事業所のヘルパーさんと一緒に行く。	通院等介助の給付が受けられます。(※9~10割の給付) ただし、ヘルパーが運転していれば運転時間は除きます。	運賃の負担が必要です。(※距離や時間などによる運賃等)
(帰りは安静が必要と言うことだから) ・車椅子車両やストレッチャー車両での輸送とヘルパーさんの二者(二人)と一緒に行く。	二人介助の認定者を除き、ヘルパー(1名)については、通院等介助の給付が受けられます。(※9~10割の給付) (主に)輸送の担当の方の給付は除かれます。	運賃の負担が必要です。(※距離や時間などによる運賃と運転手の介助費等)

※原則として、通院における院内での介助は、ヘルパーによる支援の対象となりません。対象となる場合は、支給決定や居宅介護計画に院内での介助も位置づけられていることが必要です。

※“ヘルパーによる介助支援”と“輸送”を一体的に行なうには、道路運送法の許可が必要です。

この支援の事例を図示したものが下記になります。

【 図 示 】



ヘルパー自らが運転していれば、その間は利用者の介助をしていないのだから算定不可。(※ヘルパーの他に運転手が居れば、ヘルパー分は算定可。)
→ 運転中の部分は輸送の対価として運賃に含まれているはずと解する。

輸送の距離や時間等に応じて、自費で運賃がかかる。

国通知：「病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。」

→ 市町村の支給決定、事業者の居宅介護計画等で院内介助の必要性が認められていることが必要。

【 “輸送の対価” はどうなる？ 】

→ 電車、バス、タクシー、…、は自費
→ ヘルパー派遣とあわせて同じ事業所で運送法の許可を得て、輸送事業を行っている場合も、**輸送には、(一般のタクシー会社と同様に、)その距離や時間等に応じて、運賃がかかります。**その費用は、公共交通機関等の運賃と同様に自費となります。

【 “通院等介助” の給付とは…？ 】

ヘルパーの支援時間に関する費用が給付されます。(9割から10割)
→ ヘルパーとして支援していた時間のトータル
→ 上の図の **全ての“○”の部分** + **認められていれば“△”の部分** の時間
※給付費は、行政から国保連を通じて事業者を支払われます。

簡潔に言うと、**ヘルパーの費用とは別に運賃が必要なんだね!!**

(3) その他の支援等

次に掲載の制度等は、国や県が市町村に対する補助制度等を設けて、障害のある方に対する支援を促しているものとなりますが、個々の事業を実施するかどうかの判断は各市町村に委ねられています。

各市町村では、こうした多くの補助事業のメニュー等から対象者の規模や他の支援の状況、地域の状況、財政状況、実施により見込まれる効果等を総合的に勘案して、事業実施の可否を決めたり、独自施策をしたり、補ったりしています。したがって、市町村によって、実施している事業と実施していない事業がありますので、利用に際してはお住まいの市町村に必ずご確認ください。また、制度の改正等により、制度が利用できない場合もありますので、利用時には、必ず事前にご確認ください。

なお、福祉制度の実施も画一的ではなく、地域の実情等に応じて実施する地域主権の考え方も必要ではないでしょうか。ただし、目指す社会は共通で、“障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会”ということで協働していきたいものです。

○自動車運転免許取得費助成 (地域生活支援事業)

内 容	身体障害者の方の自動車運転免許取得費の一部(上限 10 万円)が助成されます。
手 続 き	申請書、運転適性検査の結果がわかるものや教習の見積りなどが必要です。詳しくは窓口にお問合せください。
そ の 他	この事業は市町村地域生活支援事業のメニューの一つであり、事業の実施、その内容等は市町村で異なりますので、詳しくは市町村障害福祉担当窓口にお問合せください。 ※19 ページ参照

○自動車改造費助成 (地域生活支援事業)【6市町村実施事業】

内 容	身体障害者の方の自動車改造費の一部(上限 10 万円)が助成されます。
手 続 き	申請書、見積書、改造箇所の写真などが必要です。また、所得制限などもあります。詳しくは窓口にお問合せください。
そ の 他	この事業は市町村地域生活支援事業のメニューの一つであり、実施内容等は市町村で異なりますので、詳しくは市町村障害福祉担当窓口にお問合せください。 ※19 ページ参照

『まめ知識②』・・・福祉車両のいろいろ

○身体に障害のある方を乗せるための車両

・車椅子ごと乗れるデイスサービスの送迎車のようなリフト付きのタイプや、個人の方や介護タクシーに良く見られるスロープ付のタイプなどがあります。

・車への移乗(乗込み)をやすくして車のシートに直接座るタイプやシートが回転したり、昇降するタイプなどがあります。

※個人の方が購入する際の補助制度はほとんどありません。



○身体に障害のある方が運転するための装置等

・手動運転装置 (手でアクセルやブレーキ等を操作) や左足用アクセル、運転補助装置などがあります。

※上記の自動車改造費助成が受けられる場合があります。



○通園費助成 (地域福祉総合助成金事業)

内 容	児童発達支援施設等への通園に要した交通費の一部が助成されます。	
利用できる者	児童発達支援又は医療型児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設(旧児童福祉法に基づく知的障害児通園施設、肢体不自由児施設通園部及び難聴幼児通園施設に限る)に通園する児童及び付添人(就学奨励費の対象児童及び付添人は除く)	
対象経費	公共交通機関利用の場合	実費のうち、助成額等は市町村により異なります。
	自家用車利用の場合	ガソリン代実費相当のうち、助成額等は市町村により異なります。
手 続 き	申請書、施設への通園証明、領収書などが必要となります。詳しくはお問合せください。	
そ の 他	この事業は県の助成金事業のメニューの一つであり、事業の実施、その内容、手続方法等は市町村で異なりますので、詳しくは市町村障害福祉担当窓口にお問合せください。 ※19 ページ参照	

○有料道路等通行料金助成 (地域福祉総合助成金事業)

内 容	施設入所児(者)の帰省等のための有料道路通行料金の一部が助成されます。
対象経費	次のために有料道路を利用した場合の通行料金。(ただし、有料道路通行料金の割引を受けた場合を除く) (1) 心身障害児施設に入所している児童の帰省又は児童との面会 (2) 心身障害児施設に入所している者の帰省 (3) 重度心身障害児者の通院
手 続 き	申請書、施設の帰省・面会の証明、領収書などが必要となります。詳しくはお問合せください。
そ の 他	この事業は県の助成金事業のメニューの一つであり、事業の実施、その内容、手続方法等は市町村で異なりますので、詳しくは市町村障害福祉担当窓口にお問合せください。 ※19 ページ参照

『まめ知識③』・・・障害者の移動等に関するシンボルマークのいろいろ



障害者のための国際シンボルマーク

すべての障害者を対象に、障害のある方が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示しています。なお、このマークはすべての障害者を対象としたもので、特に車椅子を利用する障害者を限定し使用されるものではありません。



身体障害者標識(四葉マーク)

自動車の運転免許を受けた人で、肢体不自由であることを理由に、運転免許に条件がついている人が自動車に添付します。このマークをつけている自動車に「幅寄せ」や「割り込み」をすると、道路交通法違反になります。



聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)

自動車の運転免許を受けた人で、聴覚障害であることを理由に、運転免許に条件がついている人が自動車に添付しなければなりません。このマークをつけている自動車に「幅寄せ」や「割り込み」をすると、道路交通法違反になります。

Ⅲ 市町村ごと独自の支援制度等

岡 谷 市

1.ある程度自力で歩行等ができる方に対する支援

○福祉タクシー運行事業

身体障害者手帳 1、2 級に該当する方。下肢 3～7 級又は体幹 3、5 級に該当する方。療育手帳 A 1、A2、B1 に該当する方。精神障害者保健福祉手帳 1、2 級又は精神障害を支給事由とする年金給付 1、2 級を現に受けている方。特定疾病療養受療証又は特定疾患医療受給証の交付を受けた方などが事前に福祉タクシー券（300 円×10 回券）を購入し、1 回 300 円で前日から予約をして、市内の運送にかぎり福祉タクシーの車両での移動が可能となります。

2.移動には常に車椅子が必要な方に対する支援

○車椅子移送車レンタカー（岡谷市社協）

岡谷市社会福祉協議会が所有する福祉車両(車椅子移送スロープ車)を有償サービスとして、事前に登録された障害者等に貸し出して移動を支援します。

3.寝たきり等での移動が必要な方に対する支援

○特殊寝台車利用補助

寝たきりの重度障害者等が特殊寝台車で移動する際の運送料の一部を補助するものです。補助金額は、①利用 1 回当たり費用が 4,000 円を超える場合、6,000 円を上限にその額を助成します。また、②市民税非課税世帯の方で、月 8 回以上、3 万円以上を負担している場合は、利用料の 2 分の 1 を助成します。(1 ヶ月当り 3 万円を上限) 利用後に領収書を持参のうえ、申請をしていただきます。

4.(一人での)移動に際して判断や行動等に支障がある方に対する支援

5.その他の支援

○車椅子の貸出し事業（岡谷市社協）

一時的(骨折、退院の時だけなど)に車椅子が必要になった方に、車椅子の貸出しをして外出を支援しています。

○おかやバリアフリーガイドマップ

障害のある方だけでなく、子どもから高齢者まで、市民の皆さんが利用したい施設の情報を事前に知ることによって安心して外出できる環境づくりを目的に作成しています。各施設の情報と共に幅広くバリアフリーに関する情報を掲載してあります。なお、市のホームページからもご覧いただけます。市内の障害福祉サービス事業所に作成、管理を委託しています。

諏訪市

1.ある程度自力で歩行等ができる方に対する支援

○重度障害者等タクシー利用料金助成事業（通常タクシー）

身体障害者手帳 1、2 級、療育手帳 A1、A2、精神障害者保健福祉手帳 1、2 級の交付を受けている方。1 回の乗車につき 880 円の助成。年間 24 回まで。施設入所者、自動車税・軽自動車税の減免を受けている方は対象外。

2.移動には常に車椅子が必要な方に対する支援

○車椅子用自動車運行事業（諏訪市社協）

通常の公共交通機関を利用することが困難な障害者が外出する際、車椅子のまま乗降できる軽自動車は無償で貸与します。ガソリン代は自己負担。営業目的には使用できません。

3.寝たきり等での移動が必要な方に対する支援

○重度障害者等タクシー利用料金助成事業（寝台タクシー）

身体障害者手帳 1、2 級の交付を受けている方および、介護保険の要介護度が 3、4、5 の方で寝台タクシーしか乗れない市民税非課税世帯の方。1 回の乗車につき 3,000 円まで補助。年間 24 回まで。施設入所者、自動車税・軽自動車税の減免を受けている方は対象外。

4.(一人での)移動に判断や行動等に支障がある方に対する支援

5.その他の支援

○車椅子の貸出し事業（諏訪市社協）

一時的(骨折、退院の時だけなど)に車椅子が必要になった方に、車椅子の貸出しをして外出を支援しています。長期と短期とあります。

茅 野 市

1.ある程度自力で歩行等ができる方に対する支援

○茅野市タクシー利用料金助成

身体障害者手帳 1、2 級、療育手帳 A1、精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している者がタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成します。

2.移動には常に車椅子が必要な方に対する支援

○茅野市社会福祉協議会移送サービス

身体等が不自由なため、一般交通機関を利用して外出することが困難な方を対象に、車椅子のまま乗降できる車で通院などの送迎を行います。

○車椅子用自動車運行事業

通常の公共交通機関を利用することが困難な障害者が外出する際、車椅子のまま乗降できる軽自動車は無償で貸与します。

3.寝たきり等での移動が必要な方に対する支援

4.(一人での)移動に判断や行動等に支障がある方に対する支援

5.その他の支援

○車椅子貸し出し事業（茅野市社会福祉協議会）

一時的に車椅子が必要な方に、車椅子の貸し出しを行っています。

下諏訪町

1.ある程度自力で歩行等ができる方に対する支援

○福祉タクシー等利用料金助成事業

身体障害者手帳 1、2 級に該当する方。療育手帳 A1、A2、B1 に該当する方。精神障害者保健福祉手帳 1、2 級に該当する方。人工透析を行い特定疾病療養受療証の交付を受けた方。

タクシー券の場合・・・一枚 500 円分の助成券を月 3 枚（年 36 枚）を限度として助成します。

下諏訪町循環バス（あざみ号）の場合・・・一枚 150 円分の助成券を月 12 枚（144 枚）を限度として助成します。

なお、頻回な透析の必要な方は助成券の割増が受けられることがあります。

2.移動には常に車椅子が必要な方に対する支援

○障害者福祉事業（下諏訪町社会福祉協議会）

福祉有償運送サービス（車椅子移送車）

障害があり車椅子を使用されている方に限り、町内 440 円、町外 + 1 km ごと 50 円で移送する。

3.寝たきり等での移動が必要な方に対する支援

○福祉タクシー等利用料金助成事業

ベッド等専用タクシーの利用に規定額の 7/10 を月 1 回を限度として助成します。

4.(一人での)移動に判断や行動等に支障がある方に対する支援

5.その他の支援

○福祉車両・福祉用具等事業（下諏訪町社会福祉協議会）

福祉車両（車椅子移送車等）の貸し出し（レンタカーサービス）

車椅子・高齢者疑似体験用具等の貸し出し

富士見町

1.ある程度自力で歩行等ができる方に対する支援

○タクシー利用料金助成

身体障害者手帳 1、2 級、療育手帳 A1、A2、B1、精神障害者保健福祉手帳 1、2 級に該当する方などに対し、利用 1 回につき 880 円（上限）の乗車券を交付（交付枚数：3 枚×月数＝最大 36 枚。事前に申請し、交付を受けてください。）

諏訪地域 6 市町村で利用でき、福祉タクシーも利用可能です。利用時には手帳の提示が必要です。（1 回の乗車につき 1 枚のみの利用となります。）

2.移動には常に車椅子が必要な方に対する支援

○富士見町福祉車両貸出サービス（富士見町社協）

町社協住民会員であり、外出の際、車椅子等が必要で、本人または家族の所有する車輛において外出が困難である方に対し、町社協が所有する福祉車両を貸出します。

事前に利用登録申込が必要であるほか、利用者負担金があります。

○福祉輸送サービス

日常の外出において単独では公共交通機関の利用が困難な次の方を対象とします

① 介護保険法第 7 条第 3 項にいう「要介護者」及び第 4 項にいう「要支援者」

② 身体障害者手帳の交付を受けている方

③ 肢体不自由もしくは内部機能障害（人工血液透析含む）、精神障害もしくは知的障害等により単独での歩行が困難な方であって、①または②に該当しない方

利用料：片道 1 回 500 円。通院・入退院、施設の入退所は必要に応じて利用可。買い物等は月 2 回（2 往復）まで利用可（※富士見町を発着地とする）

3.寝たきり等での移動が必要な方に対する支援

再掲○福祉輸送サービス

※上記のとおり

4.(一人での)移動に際して判断や行動等に支障がある方に対する支援

再掲○福祉輸送サービス

※上記のとおり

5.その他の支援

原 村

1.ある程度自力で歩行等ができる方に対する支援

○原村重度心身障害者等タクシー利用料金助成事業

身体障害者手帳 1、2 級、療育手帳の重度の者、精神障害者保健福祉手帳 1、2 級、その他村長が特に必要と認めた者で利用 1 回につき中型初乗運賃の額と迎車回送料金の合算額とし利用回数は月 5 回の最大 60 回とする。

2.移動には常に車椅子が必要な方に対する支援

○有償福祉輸送サービス（原村社協）

介護保険法による要介護者、要支援者、身体障害者手帳保持者、肢体不自由、内部障害・精神障害、知的障害者等で単独での歩行困難者を対象、村内 1 回 300 円、村外にでた場合 1 kmにつき 30 円を加算します。

3.寝たきり等での移動が必要な方に対する支援

再掲○有償福祉輸送サービス（原村社協）

※上記のとおり

4.(一人での)移動に判断や行動等に支障がある方に対する支援

5.その他の支援

IV 輸送等事業者情報

(注) H25.9 月までに承諾が得られた事業所のみ本紙に掲載されています。これ以外にも事業所はあります。また、掲載の事業所でも休廃止があり得ますのでご注意ください。

※順不同

事業所名	住所・連絡先	車両情報等	利用可能地域
福祉タクシー ともゆき	住所 岡谷市川岸 2-33-31 電話 0266-78-0096	・スロープ付純正福祉車両 1 台 ・ストレッチャー 1 台又は車椅子 2 台の対応が可能 付添乗車 2 名可能	県内からの移送、県外からの県内の移送等であれば、どこでも利用可能
パンダグループ スター交通	住所 岡谷市川岸上 2-7-43 電話 0266-24-1500	・救急寝台 (ストレッチャー) 1 台 ・普通寝台 (ストレッチャー又は車椅子) 1 台	全国発着。長野発着。 ・旅行、遠方への移動にモニター・アンビュー等も完備
(有)月岡ケアサービス	住所 下諏訪町東赤砂 4699-15 電話 0266-28-7651	・車椅子車両 3 台	諏訪圏域 6 市町村
この街支援センター	住所 諏訪市中洲 2710-5 電話 0266-54-1654	・車椅子車両 4 台 ・普通乗用車 7 台	諏訪圏域 6 市町村
諏訪交通株式会社	住所 諏訪市四賀武津 103-6 電話 0266-52-1190	・車椅子用車両 2 台 ・ストレッチャー用車両 1 台 ・ストレッチャー、車椅子兼用車両 1 台 (ストレッチャー 1 台又は車椅子 2 台)	諏訪地区はすべて対象だが、富士見、原村、茅野の一部は時間制運賃となります
信州白樺ケアタクシー	住所 諏訪市豊田 2348 B202 電話 0266-78-8595	・車椅子・寝台兼用者 1 台 (諏訪広域消防認定車両・大型料金)	長野県全域 県内発着であれば全国どこでも
アルピコタクシー 介護センター	住所 茅野市塚原 2-2-11 電話 0266-71-1533	・車椅子車両 3 台	諏訪地区 6 市町村
介護タクシー トリニティ	住所 茅野市中大塩 12-10 電話 090-8894-3330	・車椅子車両 1 台 ・介助用リクライニング車いす車両 1 台	
NPO 法人 ふれあいセンターよもぎ	住所 岡谷市田中町 1-9-19 電話 0266-22-4294	・車椅子車両 3 台 ・乗降介助用シート車両 1 台	岡谷市、下諏訪町、 諏訪市、茅野市

V 障害福祉行政機関・相談機関等一覧

機関等名称	住 所	連絡先
岡谷市 社会福祉課 障害福祉担当	〒394-8510 岡谷市幸町 8-1	電 話：23-4811 (1255～1257) F A X：22-8492 E-mail：fukushi@city.okaya.lg.jp
諏訪市 社会福祉課 福祉係	〒392-8511 諏訪市高島 1-22-30	電 話：52-4141 (232・233・235) F A X：53-6073 E-mail：shafuku@city.suwa.lg.jp
茅野市 地域福祉推進課 福祉支援係	〒391-0011 茅野市塚原 2-6-1	電 話：72-2101 (315～317) F A X：73-0391 E-mail：chiikifukushi@city.chino.lg.jp
茅野市（豊平、玉川、泉野） 東部保健福祉サービスセンター	〒391-0011 茅野市玉川 4300	電 話：82-0026 F A X：82-0027 E-mail：tobu.sc@city.chino.lg.jp
茅野市（宮川、金沢） 西部保健福祉サービスセンター	〒391-0013 茅野市宮川 3975	電 話：82-0073 F A X：82-0074 E-mail：seibu.sc@city.chino.lg.jp
茅野市（ちの、米沢、中大塩） 中部保健福祉サービスセンター	〒391-0002 茅野市塚原 2-5-45	電 話：82-0107 F A X：82-0108 E-mail：chubu.sc@city.chino.lg.jp
茅野市（湖東、北山） 北部保健福祉サービスセンター	〒391-0301 茅野市北山 4808-1	電 話：77-3000 F A X：77-3001 E-mail：hokubu.sc@city.chino.lg.jp
下諏訪町 健康福祉課 福祉係	〒393-8501 下諏訪町 4613-8	電 話：27-1111 (233) F A X：28-1070 E-mail：fukushi@town.shimosuwa.lg.jp
富士見町 住民福祉課 社会福祉係	〒399-0292 富士見町落合 10777	電 話：62-9144 F A X：62-5228 E-mail：juufuku@town.fujimi.lg.jp
原村 保健福祉課 社会福祉係	〒391-0104 原村 6649-3 原村地域福祉センター内	電 話：79-7092 F A X：79-7093 E-mail：fukushi@vill.hara.nagano.jp
諏訪圏域障害者総合支援センター オアシス	〒392-0024 諏訪市小和田 19-3 諏訪市総合福祉センター内	電 話：54-7363 (相談支援直通) F A X：54-7723 E-mail：info@suwa-oasis.jp
諏訪圏域障害者就業・生活支援 センター すわーくらいふ	〒392-0027 諏訪市湖岸通り 5-18-23	電 話：54-7013 F A X：52-7585 E-mail：center@suwork-life.jp

(つづく)

機関等名称	住 所	連絡先
長野県庁 障害者支援課 在宅支援係	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2	電 話：026-235-7140 F A X：026-234-2369
諏訪保健福祉事務所 福祉課 福祉係	〒392-8601 諏訪市上川 1-1644-10 諏訪合同庁舎内	電 話：57-2910 F A X：57-2953
諏訪児童相談所(知的障害者更生 相談所)	〒392-0131 諏訪市湖南大熊 3248-3	電 話：52-0056 F A X：52-0057

『まめ知識④』・・・ほじょ犬とは

「ほじょ犬(身体障害者補助犬)」とは、目や耳や手足に障害のある方の生活をお手伝いする「盲導犬」・「聴導犬」・「介助犬」のことを言います。

身体障害者補助犬法に基づき認定された犬で、特別な訓練を受けています。障害のある方のパートナーであり、ペットではありません。

補助犬は、身体に障害のある方の自立と社会参加に欠かせません。

なお、以下のような、給付の制度があります。

○盲導犬の給付

内 容	視覚障害者(1級)の方に盲導犬が給付されます。
利用できる者	① 18歳以上で、県内に1年以上居住している者 ② 盲導犬を適切に飼育し、利用できる者
手 続	まずは市町村の障害福祉担当課に相談ください。 盲導犬の給付には、給付候補者として必要な訓練を約1ヶ月間受けることが必要です。なお、この間の経費(交通費、食事代等)は、自己負担となります。 また、盲導犬の飼育管理等に要する経費は、受給者の負担です。

○介助犬の給付

内 容	肢体不自由の障害者(1、2級)の方に介助犬が給付されます。
利用できる者	① 18歳以上で、県内に1年以上居住している者 ② 盲導犬を適切に飼育し、利用できる者
手 続	まずは市町村の障害福祉担当課に相談ください。 介助犬の給付には、給付候補者として必要な訓練を約40日間受けることが必要です。なお、この間の経費(交通費、食事代等)は、自己負担となります。 また、介助犬の飼育管理等に要する経費は、受給者の負担です。

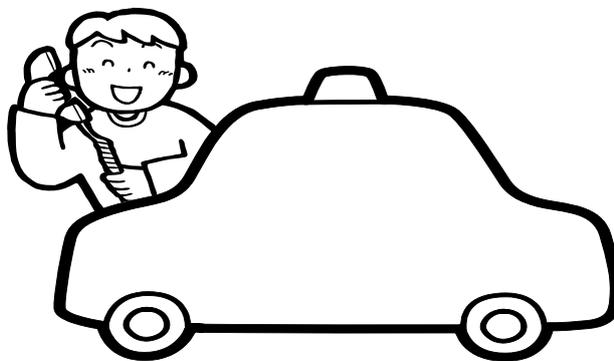
『まめ知識⑤』・・・トラベルヘルパー

地域生活支援部会では、障害のある方や高齢者等が外出旅行をする際に支援を行っている組織（株）SPI あ・える倶楽部の活動に注目し、平成24年2月23日に「旅は最高のリハビリ」と題して、トラベルヘルパー協会理事長 篠塚 恭一 氏から講演をいただきました。

（株）SPI あ・える倶楽部では、介護経験と旅行の知識を持った方をトラベルヘルパー（外出支援専門員）として養成し、介護旅行の支援が行われています。

この講演会をきっかけに茅野市在住のトラベルヘルパーの方も自立支援協議会 地域生活支援部会に加入されて共に活動をされています。

障害のある方からの介護旅行の相談等がありましたら参考としていただければ幸いです。



諏訪地域障害福祉自立支援協議会 地域生活支援部会 事務局
諏訪圏域障害者総合支援センター オアシス
〒392-0024 諏訪市小和田 19-3 諏訪市総合福祉センター内
電話：54-7363（相談支援直通）
FAX：54-7723
E-mail：info@suwa-oasis.jp

このガイドをお求めの支援者の方等は、上記の事務局までご連絡ください。